

# 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る 環境影響評価審査会答申書（骨子案）

## 全般的事項

（１）国の温室効果ガス削減に係る対策

- ①可能な限り CO2 排出量を削減すべく、最新の「BAT の参考表」に記載された「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」以上の高効率の発電設備を導入すること。
- ②省エネ法に基づくベンチマーク指標については、確実に遵守すること。なお、具体的な取り組み方針についても、評価書に記載すること。
- ③本計画により設置される発電所は、今後数十年間にわたり稼働することが想定されており、2030 年度以降に向けて、更なる CO2 排出削減を実現する見通しをもって、計画的に実施すること。

（２）地域の環境保全対策

- ・地域への環境負荷を可能な限り低減するため、利用可能な最善の技術を導入すること。
- ・大気汚染物質については、将来の排出量を極力低減させるよう、良質な燃料の確保に努めるとともに、ばい煙処理設備の適切な維持管理を実施すること。
- ・今後、本事業の実施に伴い、地域への環境負荷を可能な限り低減するよう、環境保全協定における、項目及び基準値等の見直しを行うこと。

（３）評価書の作成等

- ・環境影響評価書の作成にあたっては、特に温暖化対策や大気汚染対策に関して、より丁寧に記載を行うこと。
- ・評価書の内容については、インターネットでの印刷を可能とする等、市民の利便性に配慮した形で十分に周知を図ること。

## 個別的事項

（１）温室効果ガス等

- ①エネルギー効率の向上
  - ・設備の適切な運転管理及び維持管理を徹底し、エネルギー効率の維持に努めること。
  - ・排熱を利用したバイナリー発電の導入等、エネルギー効率の更なる向上に取り組み、CO2 排出量の削減効果についても定量的に示すこと。
- ②バイオマスの利活用
  - ・下水汚泥由来の燃料については、調達が困難な状況も想定されることから、木質バイオマスやバイオコークスといった、代替燃料の利用についても検討すること。
  - ・バイオマスの利用による CO2 排出量の削減効果についても定量的に示すこと。
- ③二酸化炭素の回収・貯留（CCS）
  - ・CCS 等の二酸化炭素削減技術の導入について、国等の検討状況や技術開発状況を踏まえて検討するだけでなく、事業者として実証実験に参画するなど、積極的に取り組むこと。

（２）大気環境

- ①大気質
  - ・排出ガス中の大気汚染物質濃度については、国内最高レベルの値を目指すとともに、評価書に記載する排出ガス濃度については、通常の運転管理の目標値も明らかにすること。
  - ・大気汚染物質の拡散予測結果は、熱供給を実施しない前提でも条件整理を行うこと。

- ・微小粒子状物質 (PM2.5) については、予測手法及び対策に関する今後の動向を踏まえて、追加の環境保全対策を検討するなど、適切な対応を行うこと。
- ・水銀の排出ガス濃度については、通常の運転管理における目標値を設定するなど、地域への環境負荷を可能な限り低減するとともに、適切な頻度で監視を行うこと。

## ②騒音

- ・建設機械の稼働に伴う騒音及び振動に加えて、工事中及び供用後における交通騒音の発生抑制に努めること。

## (3) 水環境

### ①温排水

- ・新設及び既設発電所から重畳的な影響が懸念されることから、海域の生態系への影響も含めて継続的に監視し、取放水温度差7℃とする妥当性の検証も含めて、適切な環境保全措置を実施すること。

### ②水の汚れ及び富栄養化

- ・閉鎖性海域であることを考慮し、施設の稼働に伴う排水については、既設の処理施設も含め、可能な限り汚濁負荷を低減するよう努めること。
- ・海域工事に関しては、適切な環境保全措置と共に、水の濁りを管理しながら浚渫工事等を行うこと。

## (4) 動植物

### ①植物

- ・事業実施区域内ではイヌノフグリ等の希少種が確認されていることから、移植等の代償措置の検討に優先して、土地改変等による影響を回避又は低減するための措置を検討すること。
- ・やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合は、あらかじめ移植後の維持管理方法を検討すること。
- ・事業実施区域内に外来生物が侵入及び定着しないよう、適切な対策を実施すること。

### ②動物

- ・温排水の拡散区域拡大に伴い、外来生物の侵入及び定着が促進されるおそれがあることから、継続した監視及び、適切な対策を実施すること。

## (5) 景観

- ・発電所の建屋や煙突を視認した際の圧迫感を緩和するため、形状、色彩等に配慮すること。
- ・冬季に発生する白煙については、可能な限り出現を抑制するための運転管理に留意すること。

## (6) 廃棄物

- ・工事中及び供用時に発生する廃棄物については、可能な限り発生量を抑制するとともに、再生利用などの有効利用に努めること。

## (7) その他

### ①条例に基づく事後調査の実施

- ・神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく事後調査を着実に実施し、その結果を公表すること。

### ②環境監視体制等の拡充

- ・現在実施している排出ガスの連続測定については、監視項目の追加等の見直しを行うこと。
- ・測定データについては、インターネット上での公開等、積極的な情報公開についても検討すること。